

申告相談日程表

受付時間は、各会場とも9時～11時30分及び13時～16時です。

月日	対象地区	会場
2月18日 月	大野・西平(下郷・宿)	建具会館 2階集会室
2月19日 火	大野・西平(西平上サ・宮平)	
2月20日 水	西平(清水・奥畑)・柗平	
2月21日 木	西平(女鹿岩・池ノ入・後野)・雲河原	都幾川公民館 3階講座室
2月22日 金	瀬戸元上・大附	
2月25日 月	瀬戸元下・関堀	
2月26日 火	馬場・別所	※番匠の2、3日目の 会場は「アスピアたま がわ」になります。
2月27日 水	本郷・田中	
2月28日 木	桃木・番匠1	
3月1日 金	番匠(2・台) ※	文化センター (アスピアたまがわ) 2階会議室
3月4日 月	番匠(4・5) ※	
3月5日 火	田黒・日影	
3月6日 水	田黒・五明	
3月7日 木	玉川(春和3・4・5)	
3月8日 金	玉川(春和1・2)	
3月11日 月	玉川(根際)	
3月12日 火	玉川(上郷・仲井)	
3月13日 水	玉川(一ト市)	
3月14日 木	上記に来られない方	
3月15日 金		

※申告相談期間中は、日程表以外の場所では申告相談を行っていませんので、ご注意ください。

※来場者数に片寄りが出ないように地区の割振りをさせていただいていますが、いずれの日でも申告することができますので、ご都合のよい日をご利用ください。

※収入のない方の町県民税申告は、税務課窓口と第二庁舎行政サービスコーナーで受け付けております。申告期限前(平成31年1月4日)から受け付けており、比較のお待ちいただくこともありませんので、ぜひ、ご利用ください。

東松山税務署から確定申告のお知らせ

確定申告会場を次のとおり開設します。

場所 東松山市民文化センター大会議室
(東松山市六軒町5-2)

期間 平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで
※土日を除きます。

時間 9時から16時まで

～ 簡単にできる！確定申告 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、ご自宅で簡単に確定申告書を作成することができます。申告会場、長時間お待ちいただくこともありません。大変便利なシステムなので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

所得税及び復興特別所得税・町県民税の申告について

～ 申告期間 平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで ～

所得税及び復興特別所得税と町県民税の申告を受け付けます。申告期限間際になると、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。余裕をもって正しく申告しましょう。

所得税の申告が必要な方

次の事項に該当する方です。

- ①事業や不動産などの平成30年中の各種所得の合計額が、基礎、配偶者、扶養などの所得控除の合計額を超える方。
- ②平成30年中の給与等の収入金額が2千万円を超える方。
- ③給与所得者で、給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。
- ④給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与と退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える方。

＜注意＞個人年金、生命保険等の満期金・解約金等の収入があった方も申告が必要です。

町県民税(住民税)の申告が必要な方

平成31年1月1日現在、ときがわ町に住所があり、所得税の確定申告が不要な次の事項に該当する方です。

- ①給与所得者で次の事項に該当する方。
 - ◆勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がなかった方。
 - ◆給与所得以外に所得のあった方。
 - ◆給与所得のみで、平成30年中に就職または退職して、勤務先で年末調整をしていない方。
- ②年金所得者で次の事項に該当する方。
 - ◆公的年金に係る雑所得以外に所得のある方。
- ③各種控除を追加で申告される方。
- ④収入のなかった方。

※町県民税の非課税判定、国民健康保険税の軽減、介護保険の段階判定、後期高齢者医療制度保険料計算、扶養認定、福祉関係手当、保育料の算定などの資料として、収入がないことを申告してください。

町から通知をお送りします

平成30年度の申告を基に、町県民税の申告が必要と思われる方には、役場税務課から「申告相談について」のハガキをお送りしますが、届かない場合でも該当すると思われる方は、申告してください。なお、所得税の申告をされる方は、町県民税の申告は必要ありません。

申告に必要なもの

- ①印鑑(スタンプ印は不可)
- ②マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
- ③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
- ④利用者識別番号を持っている方は、番号が分かる書類
- ⑤所得の確認できる書類
 - ◆源泉徴収票<給与所得者、年金受給者>
 - ◆収入や経費の帳簿に基づいて作成した収支内訳書<営業等、不動産、農業所得者>
 - ◆申告対象の固定資産税納税通知書(土地・家屋課税明細書)<不動産所得者>
- ⑥社会保険(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の支払証明書や領収書
- ⑦生命保険(個人年金含む)、地震保険等の控除証明書
- ⑧医療費控除の明細書又は医療費通知(医療費のお知らせ)
 - ※明細書は作成の上、お越しく下さい。
 - ※平成31年分の申告までは、領収書添付又は提示でも申告可能です。
 - ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける際は、セルフメディケーション税制の明細書の作成・添付及び、一定の取組を行った書類が必要です。
- ⑨障害者手帳等
- ⑩学生証
- ⑪還付又は口座振替で納税する場合、預貯金口座が分かるもの。口座振替で納付を行う場合は、通帳印も必要です。
 - ※申告書は役場税務課や申告会場にあります。確定申告書が税務署から送付された場合は、必ずその申告書(用紙)をご持参ください。

次の内容は 税務署(東松山市民文化センター)へ

- ・土地や建物、株式を売り、譲渡所得のある方。
- ・配当所得のある方。
- ・青色申告の方。
- ・申告書の控に受付印が必要な方。
- ・雑損控除のある方。
- ・国外の親族を扶養とする方。
- ・営業、農業等の事業の方で、収支内訳書の作成の方法がわからない方。